

○石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金制度要綱

平成22年 3 月31日

告示第112号

改正 平成25年 3 月29日告示第201号

平成26年10月29日告示第342号

平成27年10月 5 日告示第353号

平成28年 3 月31日告示第164号

平成29年 3 月31日告示第203号

平成30年 3 月30日告示第157号

平成31年 3 月29日告示第165号

令和 2 年 3 月31日告示第212号

令和 5 年 7 月18日告示第691号

令和 7 年 3 月24日告示第198号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を新設し、又は増設した特例法人に対し、市内に住所を有する者を1年以上継続して従業員として雇った場合に企業誘致雇用促進奨励補助金制度（以下「奨励補助金制度」という。）を実施することにより、産業活動の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語は、石岡市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成21年石岡市条例第19号。以下「条例」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 従業員 市内在住者であつて、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。ただし、同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。
- (2) 操業開始日 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）に規定する減価償却資産を事務所等の新設又は増設するために取得し、使用を開始した日（事業の用に供した日）をいう。
- (3) 認定年度 「操業開始日」の属する年の1月1日から12月31日までをいう。
- (4) 新規雇用者 本市に住所を有している者又は雇用と同時に市内に住所を異動している者をいう。ただし、操業開始日前に雇用されたときは、操業開始後6月以内に市内に

住所を有している者をいう。

(認定の基準)

第3条 認定年度において、特例法人が次の各号のいずれにも該当する場合は、奨励補助金制度の認定を受けることができる。ただし、市長が特別な理由があると認めるときはこの限りでない。

- (1) 条例第2条第1項に規定する要件を満たす者
- (2) 操業開始日の前後6月以内に新規雇用者を雇用する者
- (3) 納期限の到来した市税を完納している者

(認定の期間等)

第4条 奨励補助金制度の認定期間は、3年度を限度とする。ただし、この場合において、3年度とは認定した当該新規雇用者のうち最も新しく雇用した者が3年度に達する期間とする。

(認定の申請)

第5条 奨励補助金制度の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、操業開始日の後9月以内に、雇用促進奨励補助金制度認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に対し提出しなければならない。

- (1) 市税の調査に関する同意書
- (2) 市税に未納がないことを証明する書類（新たに市内において操業を開始する場合は、本店等所在地の証明書とする。）
- (3) 新規雇用者の名簿及び住民票の写し
- (4) 雇用保険被保険者資格喪失届、氏名変更届
- (5) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(認定の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかに審査を行い、第3条の認定基準に適合していると認めるときは、奨励補助金制度の認定者とし、雇用促進奨励補助金制度認定決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該年度の予算の範囲内において、市長が別に定める奨励補助金制度の補助金の交付を受けることができる。

(認定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条の認定基準に適合しなくなったとき。

(2) 奨励補助金制度の認定を受けた者から認定取消の申請があったとき。

2 市長は、前項の規定により取り消しを行ったときは、雇用促進奨励補助金制度認定取消決定通知書（様式第3号）により通知する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日告示第201号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月29日告示第342号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金制度要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年10月5日告示第353号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金制度要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日告示第164号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第203号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第157号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第165号）

（施行期間）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金制度要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請から適用し、同日前の申請に係る認定の決定については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日告示第212号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（施行期間）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年7月18日告示第691号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月24日告示第198号)

この告示は、公布の日から施行する。

年 月 日

石岡市長 あて

住 所
法 人 名
代表者氏名

雇用促進奨励補助金制度認定申請書

石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金制度要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて認定の申請をします。

記

- 1 日本標準産業分類上の業種
- 2 工場等の新設又は増設の内容
- 3 工場等の新設又は増設の年月日
- 4 新規雇用者の人数(予定)
- 5 操業開始年月日
- 6 添付書類
 - (1) 市税の調査に関する同意書
 - (2) 市税に未納がないことを証明する書類（新たに市内において操業を開始する場合は、本店等所在地の証明書とする。）
 - (3) 新規雇用者の名簿及び住民票の写し
 - (4) 雇用保険被保険者資格喪失届、氏名変更届
 - (5) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

様式第2号(第6条関係)

第 年 月 日
号

様

石岡市長

雇用促進奨励補助金制度認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、奨励補助金制度の認定については下記のとおり決定したので、石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金制度要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 事務所等の名称
- 2 事務所等の所在地
- 3 認定年月日

様式第3号(第7条関係)

第 年 月 日
号

様

石岡市長

雇用促進奨励補助金制度認定取消決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、奨励補助金制度の認定については下記のとおり
取り消したので、石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金制度要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 事務所等の名称
- 2 事務所等の所在地
- 3 認定取消年月日

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(平31告示165・一部改正)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

(平31告示165・一部改正)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

(平31告示165・一部改正)